

令和8年度 福岡海星女子学院附属小学校いじめ防止基本方針

福岡海星女子学院附属小学校

1 本校におけるいじめ防止等のための目標

教育目標・・・ 愛をもって真理におかう

- ・地の塩として、まわりの人々を大切に、謙虚な心で奉仕します。
- また、良く学び、考え行動し、出会う人々に生きる喜びを伝えます。
- ・世の光として、まわりの人々を明るく照らし、感謝し、平和を祈ります。

教育目標を達成するために、宗教教育を中心とした全教育活動の中で、いじめのない学校づくりを進める。

- いじめは「どの学校でも、どの子にも起こり得る」ことを踏まえて、学校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立し、「いじめ防止対策委員会」を核として組織的にいじめの未然防止に取り組む。
- いじめ発生の場合は、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、関係諸機関との連携の下、いじめの問題を克服する。

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

（1）基本的な考え方

国の方針におけるいじめの防止等に関する基本的な考え方を踏まえ、本校においては、いじめの未然防止については、カトリックの教えを通して、隣人への配慮を忘れることがないように指導することを基本とする。全ての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、児童のいじめの問題に関する理解を深める。

（2）未然防止のための取組

① いじめを生まない教育活動の推進

本校のカトリック教育を通じた宗教教育や人権教育を充実することで、常日頃より他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養う。キリスト教的隣人愛を通して、自分の存在と他人の存在等を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

- ・全校朝礼での学校長の話（聖書）・・・毎週月曜日
- ・全校朝礼での善行者の発表・・・毎週月曜日
- ・「みことば作文」の取組・・・毎週月曜日
- ・宗教の時間を中心としたいじめを生まない教育活動の取組

- 聴き合い活動を中心とした授業の改善・見直し
- 児童会活動による取組の支援
- 安心・安全な居場所づくりと心の通い合う絆づくり
- 毎月必ず、全学年において「なかよしアンケート」を実施する。

② いじめ防止体制の整備

- 「いじめ防止基本方針」の策定と全職員の共通理解

- 「いじめ防止対策委員会」の校務分掌への位置付け
- 教育相談・カウンセリング体制の充実
- 県と連携したホットライン24相談窓口や市町村の相談窓口、学校の相談窓口の周知徹底
- 学校評価による検証と基本方針の見直し
- 「なかよしアンケート」の結果の確認、それをもとにした児童への声かけや指導の実施
- ③ いじめ防止に関する校内研修の計画・実施
 - 学校生活部を中心として
 - 養護教諭を中心として
 - スクールカウンセラーを中心として
- ④ 保護者・地域等への働きかけ

3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

（1）基本的な考え方

いじめは大人の目につきにくい場所や時間で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多い。子ども一人ひとりの示す変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保ち、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持ち、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、全教職員が積極的に対応することが必要である。

そのため、いじめの様態や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点について、職員会議・研修などで周知を図り、平素から全教職員の共通理解を図っていく。また、児童に対しては、全校朝礼や学級指導などで学校長や担任等がいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成すると共に、児童に対して何がいじめなのかを具体的に示し、いじめの早期発見に努める。

いじめは「どの児童にも起こり得る、どの児童も被害者にも加害者にもなり得る」という事実を踏まえ、「いじめ防止対策委員会」を核とし、学校生活部・養護教諭・スクールカウンセラーがそれぞれの役割を十分果たすと共に、連携することによってより効果的な取組とする。

また、児童の間にある人間関係の悩みや問題点を早期に発見するために、毎月必ず全学年において「なかよしアンケート」を実施する。その結果については、担任、教頭、副校長、校長で目を通し、問題を感じる児童については、早期に解決の方法を図る。

必要がある場合は、問題のある児童についての共通理解を全職員で図る。

（2）いじめの早期発見のための措置

- 全校朝礼や学級指導などでの学校長や教職員の指導
- 担任による児童面談の状況把握
- 養護教諭による欠席日数や教育相談の状況把握
- スクールカウンセラーのカウンセリングの状況把握
- 児童や保護者への生活実態調査やいじめ実態調査の実施・・・「海星っ子の日」・QU等
- いじめに関わる情報の収集、分析、情報の共有化、指導方針の見直し
- 保護者会や学校・学級便りを通した学校の取組の発信と情報の収集・共有

4 いじめに対する措置

(1) 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合は、速やかに「いじめ防止対策委員会」を核として対応する。

いじめられた児童を守り通すと共に、いじめた児童の社会性の向上など、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、スクールカウンセラー等とも連携し対応に当たる。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- いじめと疑われる行為を発見したら、その場でその行為をやめさせる。
- 通報があった場合には、まず関係職員で情報を共有し、関係児童より速やかに事情を聴き取り、いじめの有無について「いじめ防止対策委員会」を中心に確認をする。
- 事実確認の結果は、被害・加害児童の保護者に連絡する。
- 速やかに対応策を検討し、実施する。
- 必要に応じ関係諸機関と連携する。

(3) いじめられた児童又はその保護者への支援

- いじめられた児童から事実関係の確認をする。
- その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。
- いじめられた児童の信頼できる人（親しい友人・教職員・家族等）と連携し、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- スクールカウンセラー等を活用した支援をする
- いじめが解決したと思われる場合でも、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報の適切な提供をする。

(4) いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員の連携のもと、保護者やスクールカウンセラーの協力も得て、いじめをやめさせ再発を防止する措置を取る。「いじめ防止対策委員会」を中心に組織的・継続的に観察・指導する。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

- いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題としてとらえさせる。たとえ、いじめを止めさせることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。また、同調していた児童に対しては、いじめに加担する行為であることを理解させる。
- 学級全体で話し合わせるなど、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度を徹底する。
- 全ての児童が集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。
- 「いじめ防止対策委員会」を中心に組織的・継続的に観察・指導する。

(6) ネット上のいじめへの対応

- ネット上の不適切な書き込みについては削除の措置を取る。名誉棄損やプライバシーの侵害等があった場合、プロバイダに対して削除を求めるなど必要な措置を取る。
- ネット上のトラブルの早期発見のために、学校ネットパトロールを実施する。
- 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがある時は、所轄警察署に通報する。
- 「いじめ防止対策委員会」を中心に組織的・継続的に観察・指導する。

5 重大事態への対処(いじめ防止対策推進法・第28条関係)

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - 「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。
 - 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。
 - 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。
※「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

(1) 重大事態の発生と調査

- ◎ 事実関係を明確にするための調査実施をする。（「いじめ防止対策委員会」を中心として調査）
 - ・いじめられた児童からの聴き取り（入院や死亡等でできない時は、該当児童保護者の要望・意見を十分に聴き取り、今後の調査について迅速に協議し調査を行う。）
 - ・在籍児童や教職員に対し、質問票を使った聴き取り調査等を実施する。

・いじめ行為の詳細期間（いつから）	・該当者（誰から）
・内容（どのような様態）	・学校・教職員の対応等

- 県知事への発生報告をする。
- いじめられた児童に対する保護や情報共有を徹底する。
- いじめられた児童への緊急避難措置を検討する。
- いじめた児童への懲戒や出席停止を検討する。
- まわりの児童への必要な対応をする。
- 警察への相談・通報や児童相談所等との連絡をとる。
- 必要があれば、いじめ対策緊急保護者会の開催をする。

(2) 調査結果の提供及び報告

① 情報提供について

- 調査によって明らかになった事実関係・その他必要な情報をいじめられた児童や保護者に対し説明をする。
- 他の児童のプライバシー保護、関係者の個人情報に十分に配慮する。

② 調査結果について

- ①の説明の結果も踏まえて、県知事への調査結果を報告する。
- いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合は、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文章の提供を受け、調査結果の報告に添えて地方公共団体の長などに送付する。

6 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織の名称 いじめ防止対策委員会

(2) 組織の構成

委員長…校 長 深井隆弘

委 員…副校長 増本沢美、教頭 福永俊文、総務 松本裕子、教務 音成桂子、富田健一郎

教 諭 藤原菜生、森下華帆

養護教諭 小田菜々子

スクールカウンセラー 大庭三奈

(3) いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織の役割と機能…補助資料組織参照

(4) いじめ防止対策推進法・第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能…補助資料組織に事態に応じた専門家を加える。